

行政文書不開示決定通知書

営企指令 第4号
令和4年3月18日

■■■■■■■■■■ 殿

茨城県知事 大井川 和彦



令和4年3月2日付けで開示請求のあった次の行政文書については、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号）第11条第2項の規定により、次のとおり開示しないことに決定したので通知します。

1 行政文書の名称	茨城県が著作権を有する写真のうち、県営業企画課が昨年の1年間、外部に提供した写真それぞれについて、画像概要、提供日、提供対象者、利用条件が分かる情報。利用申請や利用許可など関連文書のほか、画像データ添付送信の電子メールなどの電磁的記録を含む
2 開示をしない理由	「画像概要、提供日、提供対象者、利用条件が分かる情報、利用申請、利用許可など関連文書」については、相手方とのやり取りを対面かつ口頭で行い、また、それを記録した文書を作成及び取得していないため、実際に存在しない。なお、「画像データ添付送信の電子メールなど電磁的記録」については、画像データを手渡ししたため、実際に存在しない。
3 担当課（所）	営業戦略部 営業企画課 電話番号 029-301-1111（内線）2128

（不服申立てに係る教示）

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

（処分の取消しの訴えに係る教示）

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。）、提起することができます。ただし、この処分があっ

たことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。